

内閣府本府
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

平成 27 年 3 月 5 日

内 閣 府

目次

1	基本的な考え方	3
1.1	背景	3
1.2	適用範囲	3
1.3	他計画との関係	3
2	実施体制と被害想定	4
2.1	実施体制	4
2.1.1	未発生期における体制	4
2.1.2	海外発生期における体制	4
2.1.3	国内発生早期における体制	5
2.1.4	国内感染期における体制	5
2.2	被害想定	5
3	発生時継続業務等	6
3.1	業務継続の基本方針	6
3.2	強化・拡充業務	6
3.3	一般継続業務	7
3.4	縮小・中断業務	7
4	業務継続のための執行体制の確立	8
4.1	指揮命令系統の明確化	8
4.2	業務継続実施責任者等	8
4.3	人員計画	8
4.3.1	人員計画の作成	9
4.3.2	人員計画の運用	9
4.3.3	感染リスクを軽減するための勤務体制	10
4.3.4	職員等の感染状況の把握及び対応	11
4.4	業務継続のための執務環境の整備	12
4.4.1	庁舎管理、物資・サービスの確保	12
4.4.2	診療所の業務継続	12
4.4.3	情報システムの維持	12
5	感染防止の徹底	12
5.1	職場での感染対策	12
5.2	職場で発症者が出た場合の措置	14
5.2.1	発症者への対応	14
5.2.2	濃厚接触者対応	15
6	業務継続計画の実施	15
6.1	業務継続計画の発動	15
6.2	状況に応じた対応	16
6.3	通常体制への復帰	16

7	業務継続計画の維持・管理等	16
7. 1	関係機関との連携	16
7. 2	公表・周知	16
7. 3	教育・訓練	16
7. 4	計画の見直し	16
別紙 1	発生時継続業務等	19
別紙 2	人員計画	20
別紙 3	備蓄品リスト	21

1 基本的な考え方

1. 1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

こうした事態に対応するため、平成 24 年 5 月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が、病原性が高い新型インフルエンザと同様に危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として制定された。また、政府は、平成 25 年 6 月に、特措法第 6 条に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを主たる目的とした対策を示している。また、対策推進のための中央省庁の役割として、「政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく」こととされている。

これを受け、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的に、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインが平成 26 年 3 月に改定されている。

内閣府では、政府行動計画や新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の社会・経済状況を想定し、内閣府がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、内閣府本府新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「本計画」という。）を改定することとした。

1. 2 適用範囲

本計画は、内閣府本府の内部部局及び特別の機関を対象とする。なお、沖縄総合事務局においては、別途計画を策定することとし、本計画との整合性を図るものとする。その他の部局等における対応は、特別に記載するもののほか本計画に準ずるものとする。

1. 3 他計画との関係

内閣府本府では、首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）が対象とする地震を想定した「内閣府本府業務継続計画」（以下「首都直下型地震業務継続計画」という。）が策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は首都直下型地震の場合とは異なることから、本

計画は、首都直下型地震業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定する。

表 1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○ できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○ 主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○ 主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○ 被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○ 被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○ 過去事例等からある程度の影響想定が可能	○ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○ 主に兆候がなく突発する ○ 被害規模は事後の制御不可能	○ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○ 被害量は感染対策により左右される

2 実施体制と被害想定

2. 1 実施体制

2. 1. 1 未発生期における体制

未発生期には、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）において関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。

内閣府本府においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、内閣府本府新型インフルエンザ等対策会議（以下「内閣府対策会議」という。）を設置している。これらを通じて、府内各部局が緊密に連携を図る。

なお、本計画に係る意思決定は、内閣府対策会議において行い、内閣府対策会議の庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房企画調整課において処理する。

2. 1. 2 海外発生期における体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府において特措法第 15 条第 1 項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。また、内閣官房に、内閣官房副長官補（内政）を長とする新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われる。

内閣府本府においては、内閣府対策会議を開催し、国内発生に備えた準備を行う。

2. 1. 3 国内発生早期における体制

内閣府本府においては、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、内閣府対策会議を開催して速やかに本計画の発動を決定する。各部局においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。その際、特命担当大臣、副大臣、大臣政務官には、必要に応じ、それぞれの所掌に関する業務継続の方針等について大臣サポートチームから報告する。

2. 1. 4 国内感染期における体制

国内発生早期に引き続き、内閣府対策会議において政府対策本部等との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、本計画で定められた事項を実施できるよう、適切な人員配置に努める。

表2 政府行動計画上の発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2. 2 被害想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、本計画は、政府行動計画及び新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインにおける被害想定に基づき作成する。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフ

ルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表3 人的被害等想定

人的被害等想定	
発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	約1,300~2,500万人
死亡者	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル）上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル）上限約64万人（致死率2.0%）
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看護等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

3 発生時継続業務等

3.1 業務継続の基本方針

- ① 内閣府本府は、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
- ② 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。
特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- ③ 発生時継続業務以外の業務（以下「縮小・中断業務」という。）のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

3.2 強化・拡充業務

強化・拡充業務とは、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものである。内閣府本府においては、別紙1のとおりである。

3. 3 一般継続業務

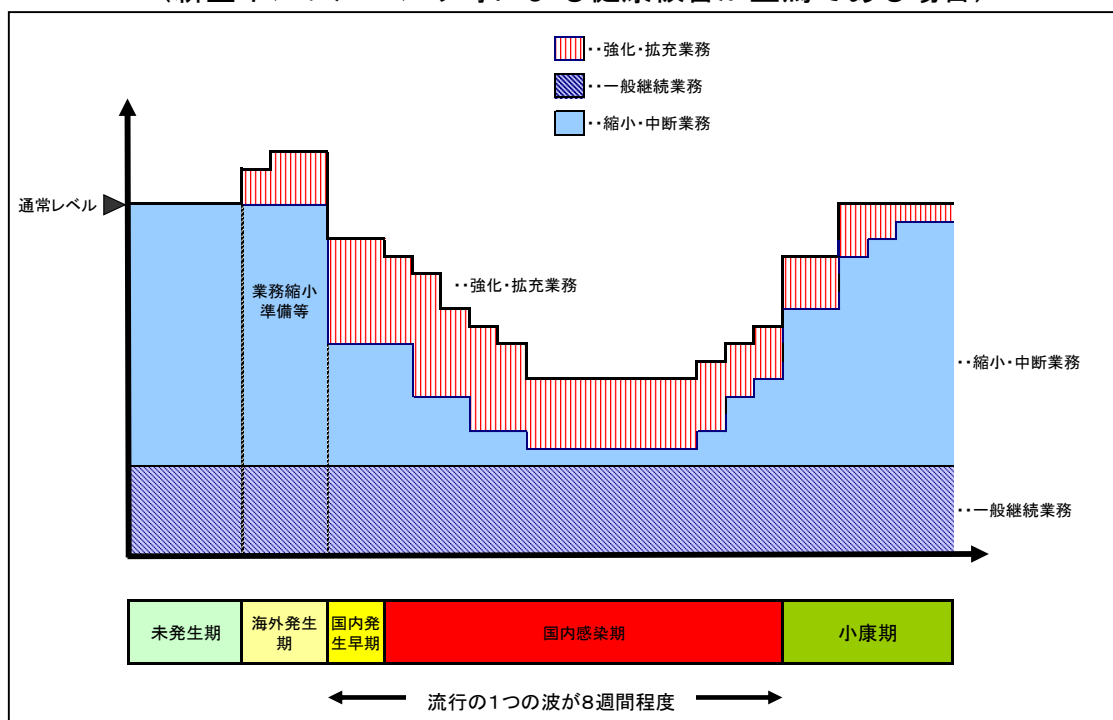
一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。内閣府本府においては、別紙1のとおりである。

なお、一般継続業務であっても、国内感染期の行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量を縮小したりすることが可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

3. 4 縮小・中断業務

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて、発生時から段階的に業務を縮小し、国内感染期には可能な限り中断することとし、中断できない場合であっても、必要最小限の業務のみに縮小して継続する。内閣府本府においては、別紙1のとおりである。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
(新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合)



4. 業務継続のための執行体制の確立

4. 1 指揮命令系統の明確化

業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合であっても、内閣府本府における意思決定が滞ることがないようにする必要があるので、決裁権者があらかじめ指定する直近下位者による代理決裁（代決）を行う。

① 代理決裁（代決）

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等により罹患するなどにより通勤が困難となった場合には、内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（平成 13 年内閣府訓令第 22 号）第 23 条第 1 項に基づき、代決を行う。

② 電話等による報告

前述の代決を行った場合であり、かつ、対面での報告が困難な場合には、同規程第 23 条第 2 項に基づき、電話・FAX・電子メール等により本来の意思決定権者に報告する。

4. 2 業務継続実施責任者等

① 業務継続実施責任者

内閣府本府は、各部局（部局に準ずるものを含む。以下同じ。）に業務継続実施責任者を置き、各部局の総括課長・総括参事官をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するために、あらかじめ人員計画を策定するほか、本計画に定められた業務を行う。

② 感染防止従事責任者

内閣府本府は、各部局に感染防止従事責任者及び感染防止従事副責任者を置く。感染防止従事責任者は各部局の総括課長・総括参事官を、感染防止従事副責任者は各部局の総括担当補佐及び庶務担当補佐をもって充てる。感染防止従事責任者及び感染防止従事副責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う（以下「感染防止従事責任者」は「感染防止従事責任者及び感染防止従事副責任者」と読み替える。）。

4. 3 人員計画

各部局の業務継続実施責任者は、別紙 1 に基づき、あらかじめ各部局の課室単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、必要となる人員を確保するため、「人員計画」を作成する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を採る。

4. 3. 1 人員計画の作成

業務継続実施責任者は、「人員計画」(別紙2参照)を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の点に留意する。

※ 家族の看護等により出勤が困難になる可能性がある者を把握すること。

また、後述する感染リスクを軽減するための勤務体制を検討すること。

業務継続実施責任者は、人員計画を策定した際には、当該計画を大臣官房企画調整課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

4. 3. 2 人員計画の運用

○ 未発生期

業務継続実施責任者は、人員計画の策定により、各課室単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

各部署の業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

○ 海外発生期

業務継続実施責任者は、人員計画に基づき、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

○ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、内閣府対策会議の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、業務継続実施責任者は、体制・任務等の見直しを適宜行い、その結果を大臣官房企画調整課に通知する。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

○ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、業務継続実施責任者は、部局内で人員が不足した場合には、必要に応じて、大臣官房に調整を要請する。当該要請を受けた場合、大臣官房企画調整課は、大臣官房人事課の協力を得て、府内における職員の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

○ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

4. 3. 3 感染リスクを軽減するための勤務体制

○ 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤を行う。大臣官房人事課は、各部局に対し、状況に応じた手続などを連絡する。

ほとんどの職員が通勤に利用している電車等の公共交通機関については、感染拡大を防止するため、混雑した車内ではマスクを着用すること、他の乗客との距離を維持することなどが車内における感染防止に有効と考えられる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況によっては、公共交通機関の輸送力が大幅に低下することも想定される。したがって、まず、自転車や徒歩等、代替的通勤手段が検討されるべきであるが、公共交通機関を利用せざるを得ない場合には、可能な限り時差出勤を行うことが必要となる。

(徒歩又は自転車通勤)

業務継続実施責任者は徒歩又は自転車通勤が可能な職員に対し徒歩・自転車通勤を要請する。駐輪スペースの確保に関しては、計画策定後、部局毎に、自転車等による通勤希望者の登録を行うとともに、不足する場合には、追加スペースの確保も検討する。

(自家用車通勤)

自家用車による通勤は、道路渋滞を引き起こし、かつ駐車スペースが限られていることから、強化・拡充業務に従事している者に限り、慎重に検討する。

(時差出勤)

業務継続実施責任者は、時差出勤を実施する予定の職員について、内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令（平成 13 年内閣府訓令第 10 号）第 1 条第 2 項に基づき、勤務時間を別に定めて時差出勤をさせる。

○ 班交代勤務（スプリットチーム）

業務継続実施責任者は、感染リスクを軽減し、課室における業務上の意思決定者やその代行者、職員全員が同時に罹患し、又は濃厚接触者として出勤できない等の事態を回避しなければならない。このため、必要に応じ、各部局内において班を編成した上で、班ごとに勤務日時を指定する班交代制（スプリットチーム）の導入を検討し、必要に応じて実施する。

○ 在宅勤務（テレワーク）

業務継続実施責任者は、必要と認められる場合（発生時継続業務に限る）に在宅勤務を行わせる。なお、在宅勤務を行わせるに当たっては、業務継続実施責任者は、在宅での勤務内容をあらかじめ検討しておく。

○ 説明会、審議会、出張等

不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。また、出張についても、発生時継続業務の維持に必要な場合以外は、中止又は延期する。

4. 3. 4 職員等の感染状況の把握及び対応

新型インフルエンザ等の発生時には、職員及びその家族等（以下「職員等」という。）における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については次のとおりとする。

○ 職員等の感染状況の把握

海外発生期の段階で、大臣官房人事課職員係は感染防止従事責任者との連絡体制を整備し、感染防止従事責任者は各部局内の連絡体制を整備する。

国内発生早期以降の職員等の状況把握については以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱が認められないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、自宅近くの病院・診療所、発熱相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。
- ② 職員等が、発熱相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等（以下「発熱外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- ③ 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、速やかに大臣官房人事課職員係及び大臣官房厚生管理官室に報告する。
- ④ 新型インフルエンザ等様症状のある職員の所属する部局の感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇を取得するよう要請するとともに通院以外の外出の自粛を徹底するよう要請する（参考1参照）。

○ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

職員に対し、毎年、府内の診療所を含め、通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう勧奨する。

※ ワクチンには不可避である副反応のリスクも十分理解させておく必要がある。

4. 4 業務継続のための執務環境の整備

4. 4. 1 庁舎管理、物資・サービスの確保

庁舎において業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。

執務環境の確保に向けて、これらの物資・サービスを提供する事業者にも事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うものとする。

また、新型インフルエンザ等の流行の波は約8週間程度続き、その中でも、ピークの期間が2週間にわたり続くと想定されていることから、この点を考慮して消耗品等の備蓄に努め、別紙3のとおり備蓄品リストを整備することとする。

4. 4. 2 診療所の業務継続

内閣共済組合が運営する診療所は、「院内感染対策指針」を元に、新型インフルエンザ等発生時の診療方針及び体制を明確にし、医薬品等の備蓄方針を検討する。診療所は千代田保健所に対して感染情報を確認し、その情報は必要に応じて大臣官房厚生管理官室から各部局の感染防止従事責任者をはじめとする職員等へ周知する。職場に新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「職場内発症者」という。）が出た場合に備え、大臣官房厚生管理官室と診療所の間で、職員の受診方法、医薬品の備蓄等について調整する。

4. 4. 3 情報システムの維持

対外向けに情報等を発信する内閣府ウェブサイトの運営や、府内サーバ・メールなどを含む内閣府 LAN システムの運用等、内閣府には業務を継続する上で重要な基盤となる情報システムが存在し、それら情報システムは、新型インフルエンザ等発生時においても適切に運用管理する必要がある。

情報システムを適切に運用管理するためには、運用支援事業者のサポートが不可欠であるが、新型インフルエンザ等発生時は、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等が予想される。このため、システムを所管する各部局は、運用支援事業者の勤務状況を踏まえた対応を事前に整理しておくものとする。

5 感染防止の徹底

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を周知・徹底するとともに、職場において、飛沫感染と接触感染を想定した感染対策を確実に実施する。

5. 1 職場での感染対策

庁舎内における感染防止策については、事前に必要な医薬品、資器材等を備蓄した上で、発生段階に応じて、下記の感染防止策及び入庁管理を実行する。

表4 庁舎内の感染防止

発生段階	実施内容
<p>第一段階 (海外発生期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットや手洗いの推奨等、一般的な感染対策を周知徹底する。 ○ マスク等の備蓄品の配置・配付準備をする。
<p>第二段階 (国内発生早期)</p> <p>第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)</p> <p>※第三段階では、引き続き第二段階の感染防止策を実施・強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク着用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、マスク着用を促す。何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、大臣官房会計課は各部局の感染防止従事責任者に備蓄しておいたマスクを配布する。 ○ 専用ゴミ入れ（ふた付きが望ましい）の各執務室への設置 <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の感染防止従事責任者は、既存のゴミ箱や簡易な空き箱等を利用し、専用のゴミ入れ（ふた付きが望ましい）を設置する。 ・鼻汁や痰などを含んだティッシュは、必ず専用ゴミ入れに捨てる。 ・専用ゴミ入れにはビニール袋等を仕込み、廃棄時に直ぐ封ができるようにしておく。 ・専用ゴミ入れに溜まったゴミは、ビニール袋等に封をし、一般の事業者ゴミとして廃棄する。 ・必要に応じ、大臣官房会計課は各部局の感染防止従事責任者に備蓄しておいたビニール袋を配布する。 ○ 手洗い及び手指消毒に関する指導を徹底する。 ○ 大臣官房会計課はエレベーターホールに速乾性アルコール製剤を設置し、手指消毒を促す。 ○ 対人距離の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・職場においては、休暇取得者、退職者、在宅勤務者、自宅待機者等の増加により人員が縮小することから、空いた空間を活用して、通勤している職員の対人距離を確保する（机のレイアウト変更、パーティション設置、会議室等の利用等）。 ○ 通勤方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請する。 ・公共交通機関を用いて通勤せざるを得ない場合、マスク着用を促す。 ○ 執務室内の換気 <ul style="list-style-type: none"> ・換気が可能な執務室においては、2時間毎に換気する。 ○ 執務時間中の外出自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・各職員の感染防止のため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場所には極力行かないことを徹底する。 ・食事等のため外出することは、感染の機会を増やすことになるため、極力避ける。 ・食堂や売店での感染を防ぐため、できる限り食事を持参する。 ・食堂については、一定の時間帯に職員が集中しないよう、食事時間に時差制を導入する。 ○ 庁舎内の清掃・消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎清掃業者に、通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、共有部分に関するドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を要請する。 ・最低1日1回は行き、消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。 ・また、職員自らも身の回りでよく触れる場所（机、椅子、テーブル等）の

	水拭き清掃を励行するものとする。
第四段階 (小康期)	○ 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和する。

表5 入庁管理

発生段階	実施内容
第一段階 (海外発生期)	○ 職員に通勤前の体温測定を促す。 (発熱症状があり、新型インフルエンザ等発生国への渡航歴がある場合には、病気休暇を取得するよう促す。) ○ 速乾性アルコール製剤の配置・配付準備をする。
第二段階 (国内発生早期)	○ 職員に通勤前の体温測定を義務付ける。 (発熱症状がある場合、病気休暇を取得するよう促す。)
第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)	○ 東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入場制限を開始する。 ・ 入館制限のお知らせをHP及び庁舎の入り口に掲示するとともに、本府庁舎及び8号館の入口を、原則本府庁舎の入口に集約し、来訪者の発熱の有無を問診による自己申告で確認するとともに、サーモグラフィを設置し入館規制を実施する(本府庁舎及び8号館以外の庁舎等については、本府庁舎及び8号館における対応が開始された段階において、同対応に準じ、大臣官房会計課管理係が、各庁舎管理省庁の庁舎管理室又は民間ビル管理者に対し協力を要請する(※))。 ※ 部局において独自の庁舎管理担当を有する迎賓館及び日本学術会議については、大臣官房会計課管理係の協力のもと、各部局が入庁管理を行う。 ・ 発熱等の症状を有する者の入館を、原則禁止する。 ・ 庁舎の出入口及びエレベーターホールに速乾性アルコール製剤を設置し、手指消毒を促す。 ・ 面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への侵入を制限するとともに、マスクの着用を促す。
※第三段階では、引き続き第二段階の感染防止策を実行・強化する。	
第四段階 (小康期)	○ 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和する。

5. 2 職場で発症者が出た場合の措置

5. 2. 1 発症者への対応

庁舎内で新型インフルエンザ様症状のある職員が出た場合には、所属部局の感染防止従事責任者に報告する。

感染防止従事責任者は、発症の疑いのある職員を、別途設ける待機所へ移動させるとともに、発症者が出た旨を、速やかに大臣官房厚生管理官室に報告し、診察する場合には診療所に連絡する。医療従事者は、防護用マスク、手袋等を着用した上で、感染防止用マスク、体温計、消毒液、検査薬、処方薬等を携行し、発症の疑いのある職員がいる待機所にて診察し、発症者にはマスクを着用させる。

発症の疑いのある職員を他の医療機関に移動させる場合は、所属部局から派遣された同行者が、指定された医療機関へ公用車等で連れて行く。公用車の場合、運転手には、診療所で保管している防護衣、マスクを着用させ、消毒液を渡して車内を消毒させる。

受診後、新型インフルエンザ等と診断された場合、もしくは、感染の拡大等により確定診断がなされない状況において、インフルエンザと診断された場合には、当該職員もしくは同行者は、その結果を職場に連絡する。また、当該職員は速やかに病気休暇を取得する（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。）。

感染防止従事責任者は、消毒剤等を用いて、執務室内の机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

5. 2. 2 濃厚接触者対応

感染防止従事責任者は、発症の疑いのある職員が執務する事務室への出入りを停止し、当該事務室の職員を濃厚接触者とそれ以外の職員に分けた上で、発症の疑いのある職員の自席から2m以内に近づかないよう要請する。

濃厚接触者については、感染予防用マスクの着用と手指消毒を実施し、発症の疑いのある職員の感染確定までマスクの着用を強く要請する（感染防止従事責任者は、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに当該職員と濃厚接触者との接触状況等を説明し、帰国者・接触者相談センターの指示を踏まえて対応する。）。

なお、発症の疑いのある職員の感染確定後、濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく外出自粛等が保健所から要請された場合には、特別休暇の取得を認め、外出自粛を徹底するよう要請する（感染症法第44条の3第2項）。

また、濃厚接触者として保健所から感染症法に基づく外出自粛等の要請がなされない場合、もしくは、確定診断がなされない状況において、インフルエンザと診断された職員とおおむね半径2m以内の職場内の自席において対面で会話等の接触があった職員など、周囲にインフルエンザに罹患した者がいて、感染防止従事責任者が濃厚接触の疑いがあると認定した場合には、他の職員等への感染拡大防止等の観点から、自宅待機を命ずることができる。

6 業務継続計画の実施

6. 1 業務継続計画の発動

原則として、政府対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、内閣府本府は内閣府対策会議を開催し、速やかに人員計画に定められた体制等に移行する。この場合には、内閣官房に置かれた新型インフルエンザ等対策本部事務局と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

6. 2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約した上で、大臣官房企画調整課と連携しつつ、関係部局と必要な調整を行う。

6. 3 通常体制への復帰

原則として、政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合に、内閣府対策会議は通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

7 業務継続計画の維持・管理等

7. 1 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある省庁その他の関係機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

7. 2 公表・周知

本計画は、内閣府本府における新型インフルエンザ等発生時の対応を定めたものであり、外部の関係者に関わる部分を含むものである。前述のとおり、新型インフルエンザ等発生時には、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ず、国民及び事業者等への影響が生じることが想定されることから、本計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求めることとする。

7. 3 教育・訓練

本計画の実効性を高めていくためには、職員が発生時の対応への理解を深めることが重要である。そうした観点から、各部局においては、発生時の対応について定期的に周知し、理解させることが必要である。

7. 4 計画の見直し

内閣府本府は、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等が改正された場合、訓練等を通じて本計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、本計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動や所掌業務の変更等を踏まえ、必要な修正を行う。

【参考1：新型インフルエンザ様症状のある職員への対応について】

- 1 「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、「38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表する。
- 2 通常のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇の取得を要請する。また、症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、通勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断として医師の診察を受けさせることができる（人事院規則10-4第21条）。その診断結果により、病気休暇を取得して治療、療養に専念してもらうこととなる（新型インフルエンザの患者又は新型インフルエンザのウイルスの保有者である場合には、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止とすることができる。）。併せて、外出自粛の徹底を要請する。
- 3 職員が新型インフルエンザ等に感染したことが発覚した場合、職員に対し、医師の指示に従い適切な対応をとることを勧奨する。また、感染した職員と同一部署等における濃厚接触者である職員を把握し、健康状態の把握に努める。

【参考2：職員の発症等に関する休暇の取扱い】

- 1 インフルエンザ様症状を呈する場合は、病気休暇を取得する。
- 2 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合は、人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則15-15第4条第1項第3号の休暇）を取得する。
- 3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため通勤ができない場合は、原則として、年次休暇を取得する。
- 4 休暇取得の指導
感染防止従事責任者は、1又は2に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

【参考3：公務上の災害等の考え方】

- 1 国家公務員災害補償法上の「公務上の災害」とは、職務遂行中あるいは職務に関連して被った災害であって、当該災害が公務に起因していると認められるものをいう。
- 2 職員が公務中に新型インフルエンザ等により患し、健康被害が生じた場合、公務災害の認定に当たっては、当該災害が官の管理下で発生したものであること（公務遂行性）、また、公務と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）について、個別事案ごとの判断が必要であるが、公務災害が認められる可能性がある。
- 3 なお、新型インフルエンザ等の発生時、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となると同時に、国家公務員災害補償法に基づく救済の対象になる可能性があるが、個別事案ごとに判断を要する。
- 4 また、職員が通勤（勤務のために住居と勤務場所との間等を合理的な経路及び方法で移動（公務の性質を有するものを除く。）することをいう。）途中で被った災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）であって、当該災害が通勤に起因していると認められる場合、国家公務員災害補償法上の「通勤による災害」となる。

- 5 公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等により患し、健康被害が生じた場合については、個別事案ごとの判断が必要であるが、通勤災害が認められる可能性がある。
- 6 また、通常、公共交通機関を利用して通勤している者が、新型インフルエンザ等発生時に、自転車や徒歩等での通勤に変更した場合、個別事案ごとの判断が必要であるが、合理的な経路及び方法であると認められる可能性があると考えられる。

別紙 1 発生時継続業務等

	主な業務内容
強化・拡充業務	情報収集・連絡調整業務（内閣府対策会議業務、政府対策本部及び関係省庁との連携）
	感染対策業務（消毒、入庁者管理、衛生管理等）
	職員管理業務（服務、職員の状況把握、人員確保）
	認定こども園に対して、関係省庁と連携し、都道府県を通じた状況把握、情報提供等の支援等業務
	指定公共機関及び所管政府金融機関、法人への連絡・調整・情報共有業務
	新型インフルエンザ等発生時における緊急の法令の改正等に関する業務
	広報関係業務（新型インフルエンザ等に対する政府及び内閣府本府の対応等に関する情報の一般国民への発信）
一般継続業務	国会関連業務（質問・資料要求への対応等）
	連絡調整業務（幹部日程、府内調整、対外調整・窓口）
	予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応）
	経理業務（給与関係、共済、宿舍、物品購入・契約・各種支払等）
	庁舎管理業務（安全・保守管理、公用車管理等）
	情報システムの維持
	届出・許認可等申請への対応業務（※国民や事業者等に義務を課し、権利を付与する事務は可能な限り期限を延期したり、事務を簡素化する工夫を行う。）
	非常時対応業務（災害対応等）
情報公開請求対応（窓口・調整）	
縮小・中断業務	調査・研究、統計に関する業務
	採用業務
	白書等作成業務
	不急の会議（審議会、検討会、意見交換会等）の開催
	不急の各種ヒアリング、面談
	研修・講演等の開催
	福利厚生
不急の出張（国内・国外）	

別紙3 備蓄品リスト

備蓄品リスト

・新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて備蓄を行う。

物品	留意点	数量	備考
家庭用の不織布製マスク	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、必要に応じ、執務室内において自らのマスクを着用することが促される。 ・使い捨て。1日1枚必要。 		
速乾性擦式消毒用アルコール製剤			
庁舎内等消毒剤			
清拭用資材(タオルなど)			
食料品	<ul style="list-style-type: none"> ・宿直職員や深夜勤務職員用 		
ビニール袋	<ul style="list-style-type: none"> ・鼻汁や痰などを含んだティッシュ等のごみに使用 		
ディスポマスク	<ul style="list-style-type: none"> ・発症者が使用 ・使い捨て 		
感染防止衣(つなぎ)	kleenguard a40(不織布製、使い捨て用)		
手袋	<ul style="list-style-type: none"> ・水を通さない材質 ・手指にフィットするもの ・使い捨て 		